

有智の郷ケアマネジメントセンター

居宅介護支援（介護給付）

令和6年4月1日より適用

サービス利用料金表

・居宅介護支援費（1月につき）※1

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1086単位/月	居宅介護支援費Ⅰ 1411単位/月
地域加算（×10.42円）	11,316円	14,702円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は50以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544単位/月	居宅介護支援費Ⅱ 704単位円
地域加算（×10.42円）	5,668円	7,335円
介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326単位/月	居宅介護支援費Ⅲ 422単位/月
地域加算（×10.42円）	3,396円	4,397円

・介護予防支援費（1月につき）

	要支援1・2
① 介護予防支援費	442単位/月
地域加算（×10.42円）	① 地域包括支援センターが行う場合 4,605円/月
② 介護予防支援費	472単位/月
地域加算（×10.42円）	③ 指定居宅介護支援事業者が行う場合 4,918円/月

・ その他の加算

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	300単位/月 (3,126円)	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	250単位/月 (2,605円)	利用者が入院当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	200単位/月 (2,088円)	利用者が入院後3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位/月 (4,689円)	利用者が入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位/月 (6,252円)	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位/月 (6,252円)	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位/月 (7,815円)	
	退院・退所加算(Ⅲ)	900単位/月 (9,378円)	
	通院時情報連携加算	50単位/月 (521円)	利用者が病院又は診療所において医師または歯科医師(以下、医師等という)の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
	特定事業所加算(Ⅰ)	519単位/月 (5,407円)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た場合(当該基準に掲げる区分に従う)
	特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月 (4,386円)	
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位/月 (3,365円)		
特定事業所加算(A)	114単位/月 (1,187円)		
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月 (1,302円)	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	

	ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月 (4,168円)	在宅死亡の利用者であって、末期の悪性腫瘍に限定せず、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に対し、24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月 (2,084円)	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
	業務継続計画未策定減算	—	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定について、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない
	(名称なし)	居宅介護支援の基本報酬を算定	居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められる場合

- ※0 上記の居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額を、いったん支払っていただくことになります。
- ※1 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の50/100又は0/100となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より1月により200単位を所定単位数から減算することとなります。なお、45人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※2 指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとなります。